

京都市百井青少年村条例の一部を改正する条例（平成31年3月28日京都市条例第82号）（子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課）

消費税法及び地方税法の一部改正により、消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、京都市百井青少年村の利用料金の上限額の適正化を図る必要があるため、京都市百井青少年村条例の一部を改正することとしました。

この条例は、平成31年10月1日から施行することとしました。

京都市百井青少年村条例の一部を改正する条例を公布する。

平成31年3月28日

京都市長 門川大作

京都市条例第82号

京都市百井青少年村条例の一部を改正する条例

京都市百井青少年村条例の一部を次のように改正する。

別表備考以外の部分中

700			円
1,500			
500			
1,000			
3,000	3,800	4,200	
1,500	1,900	2,100	

を

730			円
1,570			
520			
1,040			
3,140	3,980	4,400	
1,570	1,990	2,200	

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の京都市百井青少年村条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による京都市百井青少年村の利用に係る料金の徴収その他これを徴収するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(適用区分)

3 改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

(子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課)